

■財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和4年3月末	令和5年3月末
(資 産 の 部)		
現金	567	420
預け金	831,103	836,209
系統預け金	830,900	836,006
系統外預け金	203	203
金銭の信託	88,574	118,271
有価証券	938,150	777,317
国債	330,260	324,671
地方債	8,578	8,533
社債	6,948	16,064
外国証券	56,854	46,640
株式	22	22
受益証券	535,486	381,384
貸出金	46,754	45,965
証書貸付	14,103	13,775
当座貸越	3,727	3,265
金融機関貸付	28,924	28,924
その他資産	3,173	9,636
差入保証金	0	0
金融派生商品	16	1,728
仮払金	206	58
未収金	1,296	4,494
その他の資産	325	317
未収収益	1,309	1,859
前払費用	14	7
約定取引未決済貸	-	1,170
未決済為替貸	5	0
有形固定資産	301	278
建物	35	31
土地	218	218
リース資産	26	13
その他の有形固定資産	22	15
無形固定資産	127	100
ソフトウェア	127	100
外部出資	100,282	100,292
系統出資	99,571	99,571
系統外出資	710	720
債務保証見返	90	118
貸倒引当金	△ 290	△ 322
(うち一般貸倒引当金)	(△ 129)	(△ 123)
(うち個別貸倒引当金)	(△ 161)	(△ 199)
外部出資等損失引当金	△ 1,157	△ 1,234
資産の部合計	2,007,678	1,887,054

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和4年3月末	令和5年3月末
(負 債 の 部)		
貯 金	1,716,722	1,696,757
当座貯金	5,413	4,289
普通貯金	1,649	1,429
貯蓄貯金	0	-
通知貯金	611	965
別段貯金	319	360
定期貯金	1,708,728	1,689,713
債券貸借取引受入担保金	95,989	20,175
借用金	8,000	7,000
代理業務勘定	0	0
その他負債	11,051	10,006
未払法人税等	299	72
貯金利子諸税その他	3	3
金融派生商品	2,833	1,143
金融商品等受入担保金	-	3,252
仮受金	11	9
未払金	0	3
リース債務	28	14
未払費用	5,619	5,503
前受収益	2	2
約定取引未決済借	2,250	-
未決済為替借	1	1
諸引当金	2,140	2,134
相互援助積立金	2,068	2,068
賞与等引当金	20	19
退職給付引当金	13	1
役員退職慰労引当金	36	45
繰延税金負債	8,646	2,222
債務保証	90	118
負債の部合計	1,842,640	1,738,415
(純 資 産 の 部)		
出資金	28,418	28,418
利益剰余金	113,716	114,236
利益準備金	35,300	36,480
その他利益剰余金	78,416	77,756
JAバンク積立金	12,043	12,383
有価証券価格変動積立金	3,920	4,260
経営安定化対策積立金	-	500
特別積立金	55,852	55,852
当期未処分剰余金	6,600	4,760
(うち当期剰余金)	(5,897)	(4,092)
会員資本合計	142,134	142,654
その他有価証券評価差額金	23,724	6,948
繰延ヘッジ損益	△ 821	△ 964
評価・換算差額等合計	22,902	5,984
純資産の部合計	165,037	148,638
負債および純資産の部合計	2,007,678	1,887,054

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度		令和4年度	
	自	令和3年4月1日	自	令和4年4月1日
	至	令和4年3月31日	至	令和5年3月31日
経常収益		21,453		25,109
資金運用収益		15,160		12,553
貸出金利息		892		920
預け金利息		18		16
有価証券利息配当金		8,654		6,643
その他受入利息		5,594		4,972
(うち受取奨励金)	(4,831)	(4,483)
(うち受取特別配当金)	(763)	(489)
役務取引等収益		67		71
受入為替手数料		59		62
その他の受入手数料		1		1
その他の役務取引等収益		6		8
その他事業収益		3,752		8,446
受取出資配当金		1,525		1,525
受取助成金		8		7
国債等債券売却益		547		4,634
金融派生商品収益		1,671		2,279
その他経常収益		2,472		4,037
株式等売却益		47		1,441
金銭の信託運用益		2,313		2,546
その他の経常収益		110		50
経常費用		14,751		20,798
資金調達費用		11,248		11,016
貯金利息		40		39
その他支払利息		11,207		10,976
(うち支払奨励金)	(11,205)	(10,976)
役務取引等費用		67		88
支払為替手数料		36		38
その他の支払手数料		27		45
その他の役務取引等費用		3		4

科 目	令和3年度		令和4年度	
	自	令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	自	令和4年4月1日 至 令和5年3月31日
その他事業費用		1,574		5,786
支払助成金		480		564
国債等債券売却損		1,094		5,222
経 費		1,263		1,296
人件費		495		495
物件費		726		758
税 金		41		41
その他経常費用		596		2,609
貸倒引当金繰入額		54		31
相互援助積立金繰入額		56		－
株式等売却損		475		1,538
金銭の信託運用損		－		946
その他の経常費用		10		92
経常利益		6,702		4,311
特別利益		21		3
固定資産処分益		21		－
その他の特別利益		－		3
特別損失		1		0
固定資産処分損		1		0
税引前当期利益		6,722		4,314
法人税・住民税及び事業税		2,130		4,670
法人税・住民税及び事業税還付額		△ 1,296		△ 4,494
法人税等調整額		△ 9		45
法人税等合計		825		221
当期剰余金		5,897		4,092
当期首繰越剰余金		703		667
当期末処分剰余金		6,600		4,760

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度		令和4年度	
	自 至	令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	自 至	令和4年4月1日 至 令和5年3月31日
1 事業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期利益		6,722		4,314
減価償却費		74		63
貸倒引当金の増減額(△は減少)		29		31
外部出資等損失引当金の増減額(△は減少)		△ 94		77
退職給付引当金の増減額(△は減少)		3		△ 12
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)		65		7
資金運用収益		△ 15,160		△ 12,553
資金調達費用		11,248		11,016
有価証券関係損益(△は益)		1,117		518
金銭の信託の運用損益(△は運用益)		△ 2,313		△ 1,599
固定資産処分損益(△は益)		△ 20		0
貸出金の純増(△) 減		△ 686		789
預け金の純増(△) 減		2,000		△ 9,000
貯金の純増減(△)		9,172		△ 19,964
借入金の純増減(△)		800		△ 1,000
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)		26,493		△ 75,814
事業分量配当金の支払額		△ 2,966		△ 3,004
資金運用による収入		16,708		14,597
資金調達による支出		△ 11,448		△ 11,134
その他		△ 2,746		△ 2,644
小 計		38,999		△ 105,310
法人税等の支払額		△ 804		△ 403
事業活動によるキャッシュ・フロー		38,194		△ 105,713
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△ 373,599		△ 717,500
有価証券の売却による収入		338,777		846,984
有価証券の償還による収入		7,095		5,257
金銭の信託の増加による支出		△ 23,640		△ 32,562
金銭の信託の減少による収入		1,032		69
固定資産の取得による支出		△ 44		△ 13
固定資産の売却による収入		56		-
外部出資の増加による支出		△ 9		△ 10
その他		-		16
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 50,332		102,241
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				
出資配当金の支払額		△ 568		△ 568
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 568		△ 568
4 現金および現金同等物に係る換算差額		-		-
5 現金および現金同等物の増加額(減少額)		△ 12,706		△ 4,040
6 現金および現金同等物の期首残高		26,170		13,464
7 現金および現金同等物の期末残高		13,464		9,423

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金	6,600	4,760
剰余金処分額	5,932	4,511
利益準備金	1,180	820
任意積立金	1,180	300
(JAバンク積立金)	(340)	(-)
(有価証券価格変動積立金)	(340)	(-)
(経営安定化対策積立金)	(500)	(300)
出資配当金	568	568
事業分量配当金	3,004	2,822
次期繰越剰余金	667	249

(注) 1. 出資金の配当率

(1) 令和3年度は、普通出資配当が2.0%です。

(2) 令和4年度は、普通出資配当が2.0%です。

2. 事業分量配当金の分配の基準は次のとおりです。

(1) 令和3年度

① 普通特配

定期貯金(1か年未満の定期貯金を除く。ただし、3か月・6か月市場連動型定期貯金を含む。)の純貯金に対して、0.12%です。

② 特別特配

信用事業を営み、香川県JAバンク支援制度に加盟する農業協同組合から受け入れた援助貯金に対して、0.510%です。

(2) 令和4年度

① 普通特配

定期貯金(1か年未満の定期貯金を除く。ただし、3か月・6か月市場連動型定期貯金を含む。)の純貯金に対して、0.12%です。

② 特別特配

信用事業を営み、香川県JAバンク支援制度に加盟する農業協同組合から受け入れた援助貯金に対して、0.400%です。

3. 目的積立金は次のとおりです。

(1) JAバンク積立金

① 積立目的

県内JAバンク会員におけるJAバンクシステムの維持に重大な影響を及ぼす事象に備えるためです。

② 積立目標額

県下農協貯金の20/1,000を目標額とします。

③ 積立基準

当期剰余金の10%の範囲内で積み立てることとします。

④ 取崩基準

県内JAバンク会員に重大な事故等が発生した場合、必要に応じてJAバンク香川県本部委員会での審議および経営管理委員会の決議を経て取り崩しを行います。

(2) 有価証券価格変動積立金

① 積立目的

金利変動等当会事業運営に重大な影響を及ぼす事象に備え、安定した事業運営に資するためです。

② 積立目標額

事業年度末に保有する有価証券および金銭の信託の取得価額の10/1,000を目標額とします。

③ 積立基準

当期剰余金の10%の範囲内で積み立てることとします。

④ 取崩基準

金利変動等により当会の保有する有価証券および金銭の信託の市場価値が著しく低下することによって、当会の運営に重大な影響を及ぼす場合、必要に応じて経営管理委員会の決議を経て取り崩しを行います。

(3) 経営安定化対策積立金

① 積立目的

県域機能として十分な機能発揮ができるよう、県内信用事業の経営基盤の維持・強化に資するためです。

② 積立目標額

積立目標額は10億円とします。

③ 積立基準

当期剰余金の10%の範囲内で積み立てることとします。この積立金は、積立目標額に達する前の一部取崩しも可能としますが、積立の累計額は、積立目標額を超えないこととします。

④ 取崩基準

県内信用事業の経営基盤の維持・強化に資するための取り崩し（目的取崩）は、総会の決議を経て取り崩しを行います。また、目的外取崩しについても、総会の決議を経て取り崩しを行います。

注記表 令和4年度

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・その他有価証券
 - …時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。
 - なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
 - また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	3年～18年
その他	3年～15年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる有形固定資産中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、「0」としています。
- (8) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (9) 引当金等の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の累積期間における平均値に基づき損失率を求め算定しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、第一次査定実施部署が第一次査定を実施し、当該部署から独立した第二次査定実施部署が第一次査定結果を検証しています。
 - ② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
 - ⑤ 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しています。
 - ⑥ 相互援助積立金

相互援助積立金は、「香川県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。
- (10) ヘッジ会計の方法

デリバティブ取引に関する権限規定および取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象にかかる為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

① 為替変動リスク・ヘッジ

金銭の信託における外貨建債券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建債券の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替予約取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建債券の為替変動リスクがヘッジ手段により減殺されていることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

(11) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っています。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計方針の変更に関する事項

(1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる財務諸表にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

① 当年度にかかる財務諸表に記載した額

貸倒引当金 322百万円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(9)引当金等の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c 翌年度にかかる財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

① 当年度にかかる財務諸表に計上した額

「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

c 翌年度にかかる財務諸表に及ぼす影響

市場環境の変化等により、主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、193百万円です。

(2) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

有価証券 20,212百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 20,175 百万円

上記のほか、当座借越担保として預け金 200 百万円、為替決済担保として預け金 52,000 百万円、公金出納事務取扱い担保として預け金 3 百万円を差し入れています。

- (3) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権は、該当がありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (4) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務は、該当がありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (5) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	37 百万円
危険債権額	553 百万円
合計額	591 百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (6) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は 5,625 百万円です。
- (7) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 28,924 百万円が含まれています。

5 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、香川県を事業区域として、地元の J A 等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

J A は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とする J A や農業に関する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託の信託種別は特定金外信託であり、その構成資産は日本国債、受益証券および米国国債であり、その他目的で保有しています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、その他目的で保有しています。

金銭の信託および有価証券については、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されています。

デリバティブ取引には金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引があります。

また、保有する外貨建債券から生じる為替リスクをヘッジするため、為替予約取引を行い、これをヘッジ手段としてヘッジ対象（金銭の信託における外貨建債券）にかかる為替変動リスクに対してヘッジ会計を適用し

ています。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理にかかる基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、業務部のほか審査部門により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、管理部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスク管理規程によって金利の変動リスクを管理しています。

統合的なリスク管理基準において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記し、リスク管理委員会において決定された「リスク資本および配賦の考え方」に基づき、同委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の通貨ごとに管理しています。また、必要に応じて為替予約等の措置を講じることにより、その軽減を図っています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従って行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部けん制を確立するとともに、デリバティブ取引に関する内規類（金利スワップ取引運用管理内規、店頭オプション取引運用管理内規等）に基づき、実施しています。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券および受益証券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは分散共分散法(保有期間120営業日、信頼区間99.0%、観測期間5年)により算出しており、令和5年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で37,716百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、リスク管理規程によって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	836,209	836,119	△ 90
金銭の信託	118,271	118,271	－
その他の金銭の信託	118,271	118,271	－
有価証券	777,294	777,294	－
その他有価証券	777,294	777,294	－
貸出金	45,965		
貸倒引当金	△ 322		
貸倒引当金控除後	45,642	45,650	7
資産計	1,777,419	1,777,336	△ 82
貯金	1,696,757	1,696,593	△ 164
債券貸借取引受入担保金	20,175	20,175	△ 0
負債計	1,716,933	1,716,768	△ 164
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,103	1,103	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(518)	(518)	－
デリバティブ取引計	585	585	－

- (注) 1. その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示し、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。
- ② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap(以下、「OIS」という。))のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により算定しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用することとしています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレート

で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 債券貸借取引受入担保金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から未払利息を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利スワップ取引、為替予約取引であり、金利スワップ取引は割引現在価値により算定、為替予約取引は公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
非上場株式	32 百万円
その他外部出資	100,281 百万円

- (注) 1. 非上場株式およびその他外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

2. 外部出資等損失引当金として△1,234百万円を計上しています。

- ④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	836,209	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	54,500	15,176	60,100	49,040	72,780	477,098
貸出金	5,396	2,206	4,425	870	1,001	32,030
合計	896,106	17,382	64,525	49,911	73,782	509,129

- (注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）2,159百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金28,924百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等32百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,695,798	959	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	20,175	-	-	-	-	-
合計	1,715,973	959	-	-	-	-

- (注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

- ① 売買目的有価証券

該当ありません。

- ② 満期保有目的の債券

該当ありません。

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券	国債	189,589	185,438	4,150
		地方債	8,533	8,447	85
		社債	12,251	12,200	50
		その他	37,555	32,412	5,143
	その他		83,165	60,435	22,729
	小計	331,094	298,934	32,160	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	国債	135,082	136,243	△ 1,161
		社債	3,813	4,000	△ 186
		その他	9,084	10,000	△ 915
	その他		298,218	322,828	△ 24,609
	小計	446,199	473,072	△ 26,872	
合 計		777,294	772,006	5,287	

(注) 上記差額合計から繰延税金負債 1,462 百万円を差し引いた金額 3,825 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
債券	392,585 百万円	4,634 百万円	5,222 百万円
その他	36,670 百万円	1,441 百万円	1,538 百万円
合計	429,255 百万円	6,075 百万円	6,761 百万円

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

② 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

③ その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの
その他の金銭の 信託	118,271 百万円	113,953 百万円	4,318 百万円	6,524 百万円	△ 2,206 百万円

(注) 1. 上記差額合計に繰延税金負債 1,194 百万円を差し引いた金額 3,123 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度ですが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため全共連との契約に基づく退職金共済制度、および全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a	退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	
	期首における退職給付引当金	13 百万円
	退職給付費用	25 百万円
	退職給付の支払額	△ 12 百万円
	制度への拠出額	△ 25 百万円
	期末における退職給付引当金	<u>1 百万円</u>
b	退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
	積立型制度の退職給付債務	260 百万円
	年金資産（全国農林漁業団体共済会への積立金を含む。）	△ 259 百万円
		<u>1 百万円</u>
	非積立型制度の退職給付債務	- 百万円
	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>1 百万円</u>
	退職給付引当金	<u>1 百万円</u>
	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>1 百万円</u>
c	退職給付に関連する損益	
	簡便法で計算した退職給付費用	25 百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、5 百万円となっています。

また、存続組合より示された令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、46 百万円となっています。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	48 百万円
賞与引当金超過額	5 百万円
退職給付引当金超過額	0 百万円
役員退職慰労引当金超過額	12 百万円
相互援助積立金超過額	572 百万円
外部出資等損失引当金超過額	341 百万円
未払事業税	11 百万円
繰延ヘッジ損益	368 百万円
その他	42 百万円
繰延税金資産小計	1,403 百万円
評価性引当額	△ 969 百万円
繰延税金資産合計（A）	434 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 2,656 百万円
繰延税金負債合計（B）	△ 2,656 百万円
繰延税金負債の純額（A） + （B）	△ 2,222 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.07%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.85%
事業分量配当金	△ 18.09%
住民税均等割等	0.10%
評価性引当額の増減	0.57%
その他	0.67%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.13%

注記表 令和3年度

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

・その他有価証券

時価のあるもの……原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
- また、主な耐用年数は次のとおりです。
- | | |
|-----|--------|
| 建物 | 3年～18年 |
| その他 | 3年～15年 |
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる有形固定資産中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、「0」としています。
- (8) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (9) 引当金等の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の累積期間における平均値に基づき損失率を求め算定しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、第一次査定実施部署が第一次査定を実施し、当該部署から独立した第二次査定実施部署が第一次査定結果を検証しています。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑤ 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しています。

⑥ 相互援助積立金

相互援助積立金は、「香川県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。

(10) ヘッジ会計の方法

デリバティブ取引に関する権限規定および取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象にかかる為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

① 為替変動リスク・ヘッジ

金銭の信託における外貨建債券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによります。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建債券の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替予約取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建債券の為替変動リスクがヘッジ手段により減殺されていることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

(11) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っています。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計方針の変更に関する事項

(1) 会計方針変更の内容

① 当会では、消費税および地方消費税の会計処理は、従来、税込方式によっていましたが、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下、「収益認識会計基準」という。）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日。以下、「収益認識会計基準適用指針」という。）への対応のため、当年度から税抜方式に変更しました。

なお、この変更による当年度の経常利益および税引前当期利益への影響は軽微です。

また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

② 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる財務諸表にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

① 当年度にかかる財務諸表に記載した額

貸倒引当金 290 百万円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(9)引当金等の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c 翌年度にかかる財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

① 当年度にかかる財務諸表に計上した額

「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

c 翌年度にかかる財務諸表に及ぼす影響

市場環境の変化等により、主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減す

る可能性があります。

4 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、170 百万円です。
- (2) 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
有価証券 96,077 百万円
担保資産に対応する債務
債券貸借取引受入担保金 95,989 百万円
上記のほか、当座貸越担保として預け金 200 百万円、為替決済担保として預け金 44,000 百万円、公金出納事務取扱い担保として預け金 3 百万円を差し入れています。
- (3) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権は、該当がありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (4) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務は、該当がありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (5) 令和 2 年 12 月 23 日に公布された農協法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました。(令和 4 年 3 月 31 日施行) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	35 百万円
危険債権額	538 百万円
合計額	573 百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (6) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は 4,828 百万円です。
- (7) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 28,924 百万円が含まれています。

5 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針
当会は、香川県を事業区域として、地元の J A 等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。
J A は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。
当会では、これを原資として、資金を必要とする J A や農業に関する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。
また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。
 - ② 金融商品の内容およびそのリスク
当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信

用リスクに晒されています。

金銭の信託の信託種別は特定金外信託であり、その構成資産は日本国債、受益証券および米国国債であり、その他目的で保有しています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、その他目的で保有しています。

金銭の信託および有価証券については、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されています。

デリバティブ取引には金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引があります。

また、保有する外貨建債券から生じる為替リスクをヘッジするため、為替予約取引を行い、これをヘッジ手段としてヘッジ対象（金銭の信託における外貨建債券）にかかる為替変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理にかかる基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、業務部のほか審査部門により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、管理部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスク管理規程によって金利の変動リスクを管理しています。

統合的なリスク管理基準において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記し、リスク管理委員会において決定された「リスク資本および配賦の考え方」に基づき、同委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の通貨ごとに管理しています。また、必要に応じて為替予約等の措置を講じることにより、その軽減を図っています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従って行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部けん制を確立するとともに、デリバティブ取引に関する内規類（金利スワップ取引運用管理内規、店頭オプション取引運用管理内規等）に基づき、実施しています。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券および受益証券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間120営業日、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しており、令和4年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で38,007百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、リスク管理規程によって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	831,103	831,111	7
金銭の信託	88,574	88,574	-
その他の金銭の信託	88,574	88,574	-
有価証券	938,128	938,128	-
その他有価証券	938,128	938,128	-
貸出金	46,754		
貸倒引当金	△ 290		
貸倒引当金控除後	46,464	46,550	86
資産計	1,904,270	1,904,364	94
貯金	1,716,722	1,716,745	23
債券貸借取引受入担保金	95,989	95,988	△ 1
負債計	1,812,712	1,812,734	22
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,698)	(1,698)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,118)	(1,118)	-
デリバティブ取引計	(2,816)	(2,816)	-

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示し、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap (以下、「OIS」という。)) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 c と同様の方法により算定しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日) 第 26 項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 債券貸借取引受入担保金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から未払利息を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利スワップ取引、為替予約取引であり、金利スワップ取引は割引現在価値により算定、為替予約取引は公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
有価証券	22 百万円
外部出資	100,282 百万円
合計	100,304 百万円

- (注) 1. 有価証券は非上場株式です。

2. 外部出資については、市場において取引されていないため、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象としていません。

3. 外部出資等損失引当金として△ 1,157 百万円を計上しています。

- ④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	831,103	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	63,943	90,783	71,325	78,565	35,328	532,802
貸出金	6,095	1,780	1,834	3,810	852	32,344
合計	901,142	92,563	73,159	82,376	36,181	565,147

- (注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）2,359 百万円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約貸出金 28,924 百万円については「5 年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 35 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	1,713,941	2,010	770	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	95,989	-	-	-	-	-
合計	1,809,931	2,010	770	-	-	-

- (注) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

6 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券

該当ありません。

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券	国債	300,000	295,341	4,659
		地方債	8,578	8,446	132
		社債	4,027	4,001	26
		その他	46,447	40,645	5,801
	その他	247,156	210,962	36,194	
	小計	606,210	559,396	46,814	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	国債	30,259	30,410	△ 151
		社債	2,921	3,000	△ 78
		その他	10,407	11,000	△ 592
	その他	288,329	306,880	△ 18,551	
	小計	331,917	351,291	△ 19,374	
合 計		938,128	910,688	27,439	

(注) 上記差額合計から繰延税金負債 7,589 百万円を差し引いた金額 19,850 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
債券	176,676 百万円	547 百万円	1,094 百万円
その他	6,509 百万円	47 百万円	475 百万円
合計	183,185 百万円	595 百万円	1,569 百万円

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- ① 運用目的の金銭の信託
該当ありません。
- ② 満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。
- ③ その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	88,574 百万円	83,218 百万円	5,355 百万円	6,236 百万円	△ 880 百万円

(注) 1. 上記差額合計に繰延税金負債 1,481 百万円を差し引いた金額 3,874 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度ですが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため全共連との契約に基づく退職金共済制度、および全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a	退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	
	期首における退職給付引当金	10 百万円
	退職給付費用	28 百万円
	退職給付の支払額	△ 0 百万円
	制度への拠出額	△ 25 百万円
	期末における退職給付引当金	13 百万円
b	退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
	積立型制度の退職給付債務	284 百万円
	年金資産（全国農林漁業団体共済会への積立金を含む。）	△ 270 百万円
		13 百万円
	非積立型制度の退職給付債務	- 百万円
	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13 百万円
	退職給付引当金	13 百万円
	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13 百万円
c	退職給付に関連する損益	
	簡便法で計算した退職給付費用	28 百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、5 百万円となっています。

また、存続組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、55 百万円となっています。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	38 百万円
賞与引当金超過額	5 百万円
退職給付引当金超過額	3 百万円
役員退職慰労引当金超過額	10 百万円
相互援助積立金超過額	572 百万円
外部出資等損失引当金超過額	320 百万円
未払事業税	51 百万円
繰延ヘッジ損益	314 百万円
その他	53 百万円
繰延税金資産小計	1,369 百万円
評価性引当額	△ 944 百万円
繰延税金資産合計（A）	425 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 9,071 百万円
繰延税金負債合計（B）	△ 9,071 百万円
繰延税金負債の純額（A） + （B）	△ 8,646 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.00%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.57%
事業分量配当金	△ 12.36%
住民税均等割等	0.06%
評価性引当額の増減	△ 0.03%
その他	0.51%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.27%

10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金です。

現金	567 百万円
預け金	
系統普通預け金	12,896 百万円
系統通知預け金	－ 百万円
系統外当座預け金	－ 百万円
系統外普通預け金	0 百万円

確認書

私は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に掲載した内容のうち、財務諸表に関する全ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示していることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表を適正に作成する以下の体制を整備し、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署を明確化し、各部署が適切に業務を遂行する体制を整備しております。
- ・業務の実施部署から独立した監査室が内部管理体制の適切性、有効性を検証しており、重要な事項については監査室から理事会等に適切に報告しております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議、報告しております。

令和5年6月30日

香川県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長 岡山 勝

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、注記表（およびキャッシュ・フロー計算書）を指しています。

会計監査人の監査

令和3年度および令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。